

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター政府調達に関する協定等に係る物品等又は特定役務の調達
手続の特例を定める規程

平成22年4月1日規程第39号

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター政府調達に関する協定等に係る
物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程

(趣旨)

第1条 この規程は、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター（以下「センター」という。）の締結する契約のうち、国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱に関し、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター会計規程（平成22年規程第38号。以下「会計規程」という。）の特例を設けるとともに、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 物品等 動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2に規定するプログラムをいう。
- 二 特定役務 改正協定の附属書I日本国の付表5に掲げるサービス及び同附属書I日本国の付表6に掲げる建設サービス（本規程において「建設工事」という。）に係る役務をいう。
- 三 調達契約 物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。
- 四 一連の調達契約 特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、センターの締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格（次項及び第3項により算定するものとする。）が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。ただし、有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取

得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務については、この限りでない。

一 物品等の調達契約 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下「国の特例政令」という。）第3条第1項に規定する財務大臣の定める額

二 特定役務のうち建設工事の調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額

三 特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額

四 特定役務のうち前2号以外の調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額

2 前項の予定価格は、物品等の借入に係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、次の各号によるものとする。

一 借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合、当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額

二 借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月を超える場合は、当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額（見積残存価額を含むものとする。）

三 期間の定めがない場合又は前2号に該当するかが判別し難い場合は、1月当たりの予定賃借料又は1月当たりの特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。

3 第1項の予定価格は、調達契約に関し単価についてその予定価格が定められる場合にあっては当該予定価格に当該調達契約により調達をすべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。

4 第1項にかかわらず、センターの締結する物品等の調達契約又は特定役務の調達契約であって、当該調達契約に係る国又はセンターの行為を秘密にする必要があるものなど協定第23条に該当するものとして、理事長が認める調達契約に係る事務については、この規程は適用しない。

（参加のための条件）

第4条 理事長は、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができるが、関連する過去の経験を国の領域において取得していることを条件として課してはならない。

(競争参加者の資格に関する審査等)

第5条 理事長又はその指名を受けた役職員（以下「資格審査者」という。）は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、センターの競争入札に参加しようとする者（厚生労働省の競争に参加する者に必要な資格を有する者又は当該資格を申請する者を除く。）から競争に参加する者に必要な資格の審査について申請を受けたときは、随時に行わなければならない。

2 理事長又はその指名を受けた役職員（以下「公示義務者」という。）は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、当該資格の基本となるべき事項並びに前項に基づく申請の時期及び方法等について、官報により公示しなければならない。

3 公示義務者は、前項の規定による公示において、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- 一 調達をする物品等又は特定役務の種類
- 二 第1項に基づく資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(一般競争の公告)

第6条 理事長は、特定調達契約につき入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に官報により公告をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、その期間を当該各号に規定する日数まで短縮することができる。

一 特定調達契約に係る次に掲げる事項について、特定調達契約につきこの項の規定による公告（以下「一般競争公告」という。）を行う日の前日から起算して1年前の日から40日前の日までの間に官報によりあらかじめ公示している場合 10日

イ 調達の内容

ロ 入札期日として予定する日付

ハ 調達に関心を有する者は、契約を担当する職員に対して当該調達に係る入札に参加しようとする意思がある旨の表明をすべきこと。

ニ 第12条に規定する文書を交付する場所

ホ 次条各号に掲げる事項（この号の規定による公示の際に示すことができないものを除く。）

二 特定調達契約の締結までに急を要する場合 10日

三 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合 40日から、5日にその該当する場合の数を乗じて得た日数を減じた日数

イ 一般競争公告を官報の発行に関する法律（令和五年法律第八十五号）第五条の規定により発行される官報により行う場合

ロ 第12条に規定する文書の交付（一般競争公告を行った日から行われる交付に限

る。)を電子情報処理組織を使用して行う場合

ハ 入札書の受領を電子情報処理組織を使用して行う場合

四 特定調達契約により調達される物品等又は特定役務が、政府以外の者により通常行われる取引（物品等の取引にあつては、売買取引に限る。）の対象となる物品等又は特定役務（当該取引の際にそれらの仕様の変更又は追加をすることができないものに限る。）である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日数

イ 前号イ及びロに掲げる場合に該当する場合（ロに掲げる場合を除く。） 13日

ロ 前号イからハまでに掲げる場合の全てに該当する場合 10日

2 理事長は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、前項による入札公告の期間を短縮することはできないものとする。ただし、第11条第1項第1号に該当する場合は、この限りでない。

（一般競争公告をする事項）

第7条 一般競争公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 競争入札に付する事項

二 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

三 契約条項を示す場所

四 競争執行の場所及び日時

五 一連の調達契約にあつては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定されている物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の一般競争公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の一般競争公告の日付

六 第5条第1項の規定による申請の時期及び場所

七 第12条に規定する文書の交付に関する事項

八 落札者の決定の方法

2 理事長は、前項の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

3 理事長は、第1項の規定による公告において、契約を担当する職員の氏名及びその所属する部課等の名称並びに契約の手續において使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語により、記載するものとする。

一 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量

二 入札期日又は第5条第1項の規定による申請の時期

三 契約を担当する職員の氏名及びその所属する部課等の名称

（指名競争の公示等）

- 第 8 条 第 6 条第 1 項の規定及び前条の規定は、理事長が特定調達契約につき指名競争に付そうとする場合について準用する。この場合において、第 6 条の見出し中「一般競争の公告」とあるのは、「指名競争の公示」と、同項中「公告しなければならない」とあるのは「公示しなければならない」と、同項第一号及び前条第 2 項中「公告（以下「一般競争公告」）」とあるのは「公示（以下「指名競争公示」）」と、第 6 条第 1 項第三号中「一般競争公告」とあるのは「指名競争公示」と、前条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般競争公告」とあるのは「指名競争公示」と、同条第一号から第二号中「事項」とあるのは、「事項及び指名競争において指名されるために必要な条件」と読み替えるものとする。
- 2 指名競争において指名される競争参加者に対しては、前条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる事項を第 1 項の規定による公示の日において当該競争参加者に通知するものとする。
- 3 前項の場合においては、前項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。
- 一 一連の調達契約にあっては、前条第 1 項第 5 号に掲げる事項
 - 二 契約の手続において使用する言語

（公告又は公示に係る一般競争入札又は指名競争に参加しようとする者の取扱い）

- 第 9 条 資格審査者は、理事長が特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合において一般競争公告をし、又は指名競争に付そうとする場合において指名競争公示をした後、当該一般競争公告又は指名競争公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者から第 5 条第 1 項の規定による競争参加者の資格について申請があったときは、速やかに、その者が競争に参加する者に必要な資格を有するかどうかについて審査を開始しなければならない。
- 2 理事長は、特定調達契約に係る指名競争の場合においては、前項の規定による審査の結果、当該資格を有すると認められた者のうちから、指名競争において指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、前条第 2 項及び第 3 項各号に掲げる事項を通知しなければならない。
- 3 理事長は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請を行った者から入札書が第 1 項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札のときにおいて、一般競争の場合にあっては競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを、指名競争の場合にあっては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。
- 4 理事長は、第 1 項に規定する一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請があった場合において、開札の日時まで同項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。

(郵便等による入札)

第10条 削除

(技術仕様)

第11条 理事長が、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次のことを確保しなければならない。

- 一 契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものであること。
- 二 客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。

2 理事長は、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、国際約束に定める規則と両立しており、かつ、調達計画の公示において又は調達計画の公示若しくは入札説明書として使用される他の公示において示されている場合に限る。

(入札説明書の交付)

第12条 理事長は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。

- 一 策7条又は第8条第2項の規定により公告又は公示をするものとされている事項
(ただし、第7条第1項第7号に掲げる事項を除く。)
- 二 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細
- 三 開札に立ち会う者に関する事項
- 四 契約を担当する職員の氏名並びにその所属する部課等の名称及び所在地
- 五 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 六 契約の手続において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項
- 七 その他必要な事項

(落札)

第13条 理事長は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該価格が補助金の交付を考慮に入れたものであるかどうかについて当該入札書を提出した供給者に確認を求めることができる。

(随意契約によることができる場合)

第14条 特定調達契約については、次に掲げる場合に該当するときに限り、随意契約によることができる。

- 一 一般競争又は指名競争に応ずる入札がないとき、行われた入札がなれ合いによるとき若しくは入札に関する条件に合致していないものであるとき。ただし、当初の入札の要件が契約の締結に当たって実質的に修正されないことを条件とする。
- 二 落札者が契約を結ばないときで、その落札金額の制限内で契約するとき。ただし、当初の入札の要件が契約の締結に当たって実質的に修正されないことを条件とする。
- 三 他の物品等をもって代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。
- 四 既に調達した物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）の交換部品その他の調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障を生ずるおそれがあるとき。
- 五 センターの研究開発の結果製造された試作品等の調達をするとき。
- 六 既に契約を締結した建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために 施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下この号において「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外のものから調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障を生ずるおそれがあるとき。
- 七 計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に接続して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達することが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第5条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第6条の公告又は第8条の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。
- 八 緊急の必要により競争に付することができないとき
- 九 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物品等を買入れるとき。

十 建築物の設計を目的とする契約をする場合であって、当該契約の相手方が、センターが定める要件を満たす審査手続きにより、当該建築物の設計に係る案の提出を行った者の中から最も優れた案を提出した者として特定されているとき。

十一 慈善のため設立した救済施設から直接に物品等を買入れ若しくは借入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき（物品等の買入れ又は借入れの場合にあつては、当該物品等を慈善のため設立した救済施設が生産する場合に限る。）

2 前項各号に定める場合のほか、協定第15条に該当するものとして、理事長が別に定める場合には、随意契約によることができる。

（落札者の決定に関する通知等）

第15条 理事長は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付して落札者を決定したとき、落札者とされなかった入札者から要請がある場合には、落札の決定及び当該要請を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあつては、無効とされた理由）を当該要請を行った入札者に対し、速やかに書面により通知するものとする。

2 理事長は、特定調達契約につき、一般競争又は指名競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を官報により公示しなければならない。

一 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

二 契約を担当する職員の氏名並びにその所属する部課の名称及び所在地

三 落札者又は随意契約の相手方を決定した日

四 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所

五 落札金額又は随意契約に係る契約金額

六 契約の相手方を決定した手続

七 一般競争又は指名競争によることとした場合には、第6条の規定による公告又は第8条の規定による公示を行った日

八 随意契約による場合にはその理由

九 その他必要な事項

（一般競争又は指名競争に関する記録）

第16条 理事長は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について記録（契約の手続きにおいて電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、落札の日から少なくとも三年間保管するものとする。

一 入札者及び開札に立ち会った者の氏名

- 二 入札者の申込みに係る価格
- 三 落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由
- 四 無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由
- 五 第9条第4項の規定により通知した場合には、その通知に関する事項
- 六 その他必要な事項

(随意契約に関する記録)

第17条 理事長は、特定調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、落札の日から少なくとも三年間保管するものとする。

(苦情の処理)

第18条 理事長は、特定調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情その他特定調達契約に係る苦情の処理に当たる職員を指名するものとする。

(特定調達契約に関する統計)

第19条 理事長は、厚生労働省の依頼により特定調達契約に関する統計を作成し、厚生労働省に送付するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この規程は、この規程の実施の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程は、この規程の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (平成 30 年規程第 9 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定が効力を生ずる日から実施する。

(経過措置)

- 2 この規程は、この規程の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 7 年 3 月 1 日から実施する。

(経過措置)

- 2 この規程は、この規程の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものに関する事務については、適用しない。